

島根原子力発電所 2号機の後段規制に対する県の対応方針

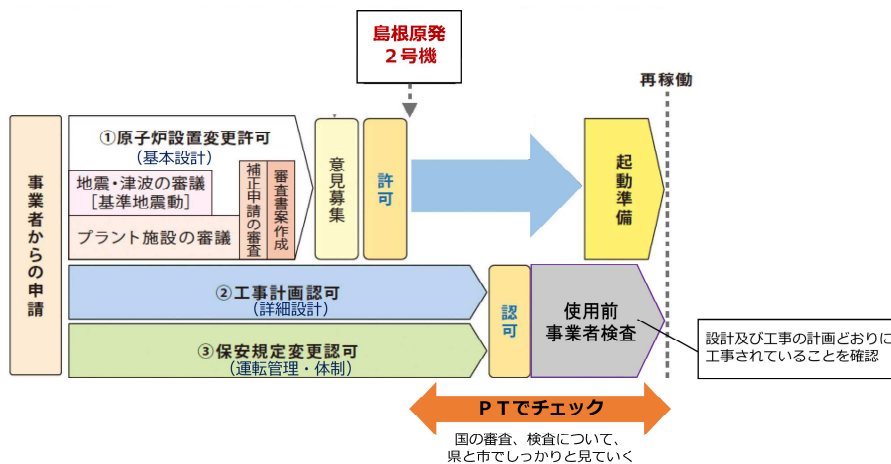
1 現状

- 島根原発 2号機は、令和 3年 9月 15日に国の新規規制基準適合審査に合格し（原子炉設置変更許可）、現在、後段規制である工事計画認可申請の審査が進行中。
 - 県と米子市、境港市は、中国電力から報告のあった「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」について、安全を第一義として、条件付きで了解する旨を回答（令和 4年 3月 25日）。
 - ただし、今回が完全な再稼働容認ではなく、今後は県と 2市で立ち上げた原子力安全対策プロジェクトチーム*において、中国電力に付した 7つの条件の対応状況を確認しながら、必要に応じて意見を提出し、対応を求めることとしている。
- ※県は今年度、新たに 3つのポスト（原子力安全監督官、原子力防災訓練推進官、原子力モニタリング専門官）を設置するとともに、県と 2市による横断的な原子力安全対策プロジェクトチームを立ち上げ、安全対策、避難対策、モニタリングの各分野の安全性等を確認しながら、原子力安全・防災体制の強化に努めることとしている。

2 対応方針

- 島根原発 2号機の工事計画認可申請について、中国電力は今年度末までに原子力規制委員会への一通りの説明を終える予定としている。
- 県は、審査の節目等で中国電力から説明を受け、審査の内容や進捗について確認を行っていくとともに、県原子力安全顧問の専門的な観点から御意見をいただきながら、島根原発 2号機の安全性や計画の実効性等について確認していく。

（参考 1）再稼働までの手続き（後段規制）



（参考 2）県と 2市が中国電力に付した 7つの条件

- 原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）（令和 4年 3月 25日）
- 1 島根原子力発電所 2号炉の安全対策については、新規規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映（バックフィット）し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。
- 3 長期にわたる停止後の再稼働となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任をもって行うこと。
- 4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。
- 5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。
- 6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の心身の健康管理も含め、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。
- 7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力を行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。